**国内義援金・海外救援金に対する税制上の優遇措置について**

**（１）国内義援金について**

① 災害救助法の適用を受けた国内災害に対しては、次の税制上の優遇措置が適用されます。

② 国内の災害義援金は、被災地の地方公共団体に対する寄附として取り扱われるため、2千１円以上のご寄付については、個人住民税控除の対象となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 措置の名称等 | 関係根拠条文 | 優遇措置の内容 |
| 個  人 | 特定寄附金 | 所得税法第78条第2項第1号 | 所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となる。 |
| 個人住民税の寄附金 | 地方税法第37条の2第1項第1号および第314条の7第1項第1号 | 地方公共団体に対する寄附金として、「ふるさと納税」に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。 |
| 法  人 | 指定寄附金 | 法人税法第37条第3項第1号 | 法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入できる。 |

**（２）海外救援金について**

① 日本赤十字社で受付けている、海外の災害に対する救援金については、基本的に次の

税制上の優遇措置が適用されます。

※災害の規模や状況等により、下記の優遇措置と異なる場合には、その都度、当支　　　　　 部からご連絡します。

　　　② 海外の災害に対する救援金は、原則として個人住民税控除の適用はありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 措置の名称等 | 関係根拠条文 | 優遇措置の内容 |
| 個  人 | 特定寄附金 | 所得税法第78条第2項第3号 | 寄附金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40％まで）から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。 |
| 法  人 | 特定公益増進法人に対する寄附金 | 法人税法第37条第4項 | 法人の有する通常の損金算入限度額の倍額までの範囲で損金算入されます。 |